

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	鳥取市 軽自動車税事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

鳥取市は軽自動車税事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

鳥取市長

公表日

令和8年1月5日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	軽自動車税事務
②事務の概要	<p>軽自動車税は、賦課期日(4月1日)時点において、本市内に軽自動車等(原動機付自転車・軽自動車・小型特殊自動車・二輪の小型自動車)の主たる定置場を有する所有者等に対して課税を行うものである。また、その管理に当たっては、以下の事務により行うものである。</p> <p>I 軽自動車等を購入又は譲渡により所有した場合や、譲渡や盗難などにより所有しなくなった場合に申告の受付を行う。</p> <p>①軽自動車・二輪の小型自動車に関しては(一社)全国軽自動車協会連合会鳥取事務所で申告を受け付けし、本市へ回送される。</p> <p>②原動機付自転車・小型特殊自動車に関するものは、本市で申告を受け付ける。</p> <p>II 申告された内容を基に課税し納税者に納税通知書を送付する。</p> <p>III 身体に障がいがある場合など、減免事由に該当する場合は減免申請書を受け付け、減免を行う。</p> <p>IV 納税情報を管理する。</p> <p>V 納税証明書の交付申請に基づき、納付状況を確認し証明書を交付する。</p>
③システムの名称	軽自動車税賦課システム、宛名システム、団体内統合宛名システム(団体内統合利用番号連携サーバ)、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)宛名特定個人情報ファイル (2)軽自動車税特定個人情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25法律第27号) 別表 24項</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[実施する]</p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表(別表における情報提供の根拠)なし。軽自動車税事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない。(別表における情報照会の根拠)24の項</p> <p>・番号法第19条第8号に基づく主務省令(情報提供の根拠)情報提供は行わない。(情報照会の根拠)第2条の表48の項</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務部税務・債権管理局 市民税課
②所属長の役職名	市民税課長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課公文書管理室 〒680-8571 鳥取県鳥取市幸町71番地 TEL0857-20-3121
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	総務部税務・債権管理局 市民税課 税制係 〒680-8571 鳥取県鳥取市幸町71番地 TEL0857-22-8111
9. 規則第9条第2項の適用 [<input type="checkbox"/>]適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年9月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年9月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	『マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン』に従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、個人番号及び本人情報が記載された申請書の收受及び廃棄にあたっては特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	

9. 監査	
実施の有無	[<input type="checkbox"/>] 自己点検 [<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [<input type="checkbox"/>]全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	事務の性質上、特定個人情報の入手は対象者からの申請が主なものである。必要な情報以外の入手を防止するための措置を、システム面、人手による作業の面から講じている。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年10月31日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)別表第一 16項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第16条 	<ul style="list-style-type: none"> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25法律第27号)別表 24項 	事後	法令改正に伴い所要の整理をおこなったもの
	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)なし。軽自動車税事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない。(別表第二における情報照会の根拠)27の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)(情報提供の根拠)情報提供は行わない。(情報照会の根拠)第20条 	<ul style="list-style-type: none"> 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表(別表における情報提供の根拠)なし。軽自動車税事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない。(別表における情報照会の根拠)24の項 番号法第19条第8号に基づく主務省令(情報提供の根拠)情報提供は行わない。(情報照会の根拠)第2条の表48の項 	事後	法令改正に伴い所要の整理をおこなったもの
令和8年1月5日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年6月1日時点	令和7年9月1日時点	事後	その他の項目の変更
令和8年1月5日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年6月1日時点	令和7年9月1日時点	事後	その他の項目の変更
令和8年1月5日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か		十分である	事後	様式変更による新規項目

